

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2019年5月7日改定）**

■ゆうちょダイレクト規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>3 使用できる機器</p> <p>このサービスの利用に際して使用できる電話等及びパソコン等（第6条第13項、第19条第11項及び第25条第1項において「使用機器」といいます。）は、当行所定のものに限ります。</p>	<p>3 使用できる機器</p> <p>このサービスの利用に際して使用できる電話等及びパソコン等（第6条第13項、第19条第11項及び第25条第1項において「使用機器」といいます。）は、当行所定のものに限ります。<u>なお、一部の取扱いについては当行所定の使用機器においてのみ利用できるものとします。</u></p>
<p>17 投資信託取引</p> <p>(1) 投資信託取引は、利用者の請求に基づき、投資信託に係る購入の申込み、解約の申込み、<u>買取りの申込み</u>、スイッチング、自動積立契約の申込み、自動積立契約の変更、自動積立契約の解約の申込み及び収益分配金の受取方法の変更を行うことができる取扱いです。なお、投資信託口座等の開設に係る取扱いはできません。</p> <p>(2)～(12) (略)</p>	<p>17 投資信託取引</p> <p>(1) 投資信託取引は、利用者の請求に基づき、投資信託に係る購入の申込み、解約の申込み、スイッチング、自動積立契約の申込み、自動積立契約の変更、自動積立契約の解約の申込み及び収益分配金の受取方法の変更を行うことができる取扱いです。なお、<u>当行が認めた場合を除き</u>、投資信託口座等の開設に係る取扱いはできません。</p> <p>(2)～(12) (同左)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>17の2 投資信託取引に係る電子交付</u></p> <p>(1) <u>ダイレクトサービスにおける投資信託取引について、当行が認めた場合は、次項に定める書類（以下「対象書類」といいます。）を紙媒体に代えて電磁的に交付（以下「電子交付」といいます。）します。</u></p> <p>(2) <u>電子交付の対象書類は、金融商品取引法その他関係法令等により規定されている書類及び当行が交付するその他の通知書類等のうち、当行所定の書類とします。なお、当行は対象書類を任意に追加又は削除できるものとし、その場合は事前に当行所定のホームページに掲載する方法その他相当の方法で公表することとします。</u></p> <p>(3) <u>利用者が、電子交付により対象書類を閲覧できるようになる日（以下「記録日」といいます。）は対象書類ごとに異なります。各対象書類の記録日は、当行所定のホームページに掲載する方法その他相当の方法で公表することとします。なお、当行は記録日を任意に変更できるものとし、その場合は事前に当行所定のホームページに掲載する方法その他相当の方法で公表することとします。</u></p> <p>(4) <u>ダイレクトサービスにおいて、電子交付の利用登録をしようとするときは、利用者は、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u></p> <p>(5) <u>電子交付の利用登録は、対象書類のすべてについて一括してなされるものとします。</u></p> <p>(6) <u>当行は、原則として利用者が第4項の手続によって電子交付の利用登録を行った日（以下「切替日」といいます。）以降に発行する対象書類を電子交付します。ただし、当行の都合により、電子交付の開始が切替日の翌営業日以降となる場合があります。</u></p> <p>(7) <u>電子交付の方法は、対象書類の記載事項をPDF形式のファイルに記録して、利用者のパソコン等の画面に表示します。また、対象書類は利用者のプリンター等で印刷することも、利用者のパソコン等上にPDF形式のファイルを保存することも可能です。なお、利用者のパソコン等の画面で対象書類を閲覧するためには、当該パソコン等において最新版のPDF閲覧ソフトその他当行所定の動作環境をご利用いただくものとします。</u></p> <p>(8) <u>当行は、利用者が電子交付を利用している期間中は、対象書類の紙媒体による交付は原則として行いません。</u></p> <p>(9) <u>対象書類のうち、次の各号の場合を除き、金融商品取引法その他関係法令等により規定されている書類については、当該書類が閲覧可能となった日から5年間閲覧することができるものとし、当行が交付するその他の書類については、当行所定の期間において閲覧することができるものとします。</u></p> <p>① <u>当行が当該書類を電子交付に代えて、紙媒体により交付した場合</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表**  
**（2019年5月7日改定）**

改定前	改定後
	<p><u>② 当行が利用者の承諾を得たうえで、他の電磁的方法等（電子メールを利用する方法、当行所定のホームページからダウンロードする方法等、この条で定める電子交付の方法以外によるもの）により交付した場合</u></p> <p><u>(10) 電子交付の利用を終了しようとするときは、利用者は、当行所定の手続に従って申し出るものとします。この場合、当行所定の日以降に交付される対象書類（一部の対象書類について電子交付の利用を終了した場合は当該対象書類に限ります。）については、すべて紙媒体へ切り替えて交付します。</u></p> <p><u>(11) 次の各号のいずれかに該当する場合には、電子交付を終了し、当行所定の日以降に交付される対象書類は紙媒体へ切り替えて交付します。</u></p> <p><u>① 利用者がダイレクトサービスの利用を廃止した場合</u></p> <p><u>② 当行が電子交付の利用を停止することが適当であると判断した場合</u></p> <p><u>③ 当行の都合によりダイレクトサービスに係る投資信託取引の提供を終了した場合</u></p> <p><u>④ 当行の都合により電子交付の提供を終了した場合</u></p> <p><u>(12) 前2項の場合、利用者から電子交付を行った記載事項の消去の申込みがあったものとし、当行所定の方法により、消去するものとします。</u></p> <p><u>(13) 関係法令等に照らし合理的な事由に基づき、当行が必要と認めた場合には、電子交付の利用期間中であっても電子交付ではなく、紙媒体により交付する場合があります。</u></p> <p><u>(14) 当行は、利用者にあらかじめ通知することなく、法令等に反しない範囲で電子交付の方法等を変更することがあります。</u></p> <p><u>(15) 当行は、システムメンテナンス等のために、電子交付の全部又は一部を停止することがあります。</u></p> <p><u>(16) 次の事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p><u>① 第2項の規定により対象書類を追加又は削除した場合</u></p> <p><u>② 第3項の規定により記録日を変更した場合</u></p> <p><u>③ 第11項の規定により電子交付を終了した場合</u></p> <p><u>④ 第12項の規定により電子交付を行った記載事項を消去した場合</u></p> <p><u>⑤ 第14項の規定により電子交付の方法等を変更した場合</u></p> <p><u>⑥ 前項に規定するシステムメンテナンス等により電子交付が一時的に利用できなくなった場合</u></p> <p><u>⑦ 当行に重大な過失がある場合を除き、何らかの理由により電子交付の提供が著しく困難となり、紙媒体により交付した場合</u></p>
<p>附 則            （実施期日）            1 この規定は、平成19年10月1日から実施します。</p> <p>（経過措置）            2 平成16年5月9日以前に廃止前の日本郵政公社の郵貯インターネットホームサービス規定第2条（利用者等）によるモバイルサービスの利用申込書を提出した通常貯金又は通常貯蓄貯金の預金者は、この規定の実施後は、この規定によるダイレクトサービス（照会サービスに限ります。）が利用できるものとします。</p>	<p>（同左）</p>
<p><u>附 則</u>  <u>（実施期日）</u>  <u>この改正規定は、平成20年7月28日から実施し、同年7月1日以降の補てんの請求について適用します。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>
<p>附 則            （実施期日）            1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。</p>	<p>（同左）</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2019年5月7日改定）**

改定前	改定後
<p>（経過措置）</p> <p>2 第17条第1項に規定する収益分配金の受取方法の変更は、平成25年5月2日以前の購入の申込み時に投資信託総合取引規定第14条（収益分配金、償還金等）第1項の「決済口座に入金」することによる受取方法を設定している場合には、行うことはできません。</p> <p><u>附 則</u> <u>（実施期日）</u></p> <p><u>1 この改正規定は、平成27年9月23日から実施します。</u></p> <p>（経過措置）</p> <p><u>2 この改正規定の施行の際、現に改正前のゆうちょダイレクト規定により取り扱われているモバイルサービスについては、改正前のゆうちょダイレクトのうちモバイルサービスのみの利用の場合又はモバイルサービス用暗証とインターネットサービス用暗証が同一の場合はダイレクトサービスとしてこの改正規定を適用し、モバイルサービス用暗証とインターネットサービス用暗証が異なる場合は、モバイルサービス用暗証とインターネットサービス用暗証を同一とした時からダイレクトサービスとしてこの改正規定を適用します。なお、モバイルサービス用暗証とインターネットサービス用暗証が異なる場合のこの改正規定の適用については、改正前のゆうちょダイレクト規定においてモバイルサービスの取扱いとされていた取扱いについて「ダイレクトサービス」を「モバイルサービス」と読み替えるものとします。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>（実施期日）</u></p> <p><u>1 この改正規定は、平成30年1月4日から実施します。</u></p> <p>（経過措置）</p> <p><u>2 ダイレクトサービスにおける国際送金の取扱いは、平成30年1月9日から開始します。</u></p> <p>附 則 （実施期日） この改正規定は、<u>2018年10月9日</u>から実施します。</p>	<p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>附 則 （実施期日） この改正規定は、<u>2019年5月7日</u>から実施します。</p>

以上